

【ご案内】180 日を超える入院に関する費用について

急性期一般入院料 4 < 1 病棟・2 病棟 > にご入院中の皆さまへ

当院では、厚生労働省の定める診療報酬制度に基づき、入院期間が 180 日を超える患者さまに対して、以下の費用をご負担いただいております。

■ 選定療養費（長期入院費）について

- ・対象者：急性期一般入院料 4 の病床に 180 日を超えて継続して入院される患者さん
- ・追加費用：1 日につき 2,412 円（税込）
- ・算定根拠：入院基本料の 15%相当額（保険適用外）

■ ご注意ください

- ・この費用は健康保険の給付対象外であり、高額療養費制度の対象外です。
- ・消費税を含む金額となっております。

■ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象となりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病を罹られている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工透析を実施している方
- 人工呼吸器を使用されている方
- 呼吸管理を実施している方
- 頻回に喀痰吸引を行っている方

このほかにも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

■ ご不明な点は

入院費に関するご質問は、管理課または受付スタッフまでお気軽にお尋ねください。

洛和会音羽記念病院 管理課

（電話）075-594-8010

（受付時間）月～土曜日 8:30～17:15